

聖籠町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例施行規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

平成二十三年十二月六日

聖籠町長

渡邊 廣吉

聖籠町規則第三十号

聖籠町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例施行規則の一部を改正する
規規則
聖籠町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例施行規則（平成八年聖籠町規則
第二号）の一部を次のように改正
する。

別表第一第四十の項中「体育指導委員」
を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の施行の際現に体育指導委員である者で同法附則第四条の規定によりスポーツ推進委員とみなされたものについて改正後の聖籠町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定を適用する場合には、その者は、体育指導委員に就任した時からスポーツ推進委員であったものとみなす。この場合において、この規則による改正前の聖籠町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規則の規定による報酬とみなす。